

1 ドイツ人俘虜収容所関係

松山俘虜収容所（1914－1917）の捕虜待遇に関するドイツ兵捕虜の 見解

井戸慶治

ここでは、第一次世界大戦中の松山俘虜収容所に関する調査の一環として、この収容所の捕虜待遇についての捕虜たちの見解を取り上げて検討する。青島で捕えられたドイツ兵捕虜の収容所としては、板東収容所（1917－1920）が松江豊寿所長の寛大な管理のゆえの盛んな文化活動でよく知られている。（松山収容所はその前進のひとつで、徳島、丸亀の収容所とともに統合・移転して板東収容所となった。）一方、久留米収容所は、真崎甚三郎所長による捕虜将校の殴打事件に代表されるような捕虜待遇の劣悪な収容所として、板東と図式的に対置されることが多い。松山収容所の待遇は、これらの収容所のいずれに近いものだったのだろうか。さまざまな異なる立場からの意見を取り上げて、多面的に検討してみよう。

サムナー・ウェルズの報告

まずは、捕虜ではなく中立国の視察者による報告を見てみよう。1916年3月、東京のアメリカ大使館三等書記官であったサムナー・ウェルズが、日本国内11箇所のドイツ兵俘虜収容所を視察し、報告書を作成した。約1年後に連合国側で参戦することになるアメリカは、この当時はドイツの利益を代表する中立国であったが、日本の収容所において捕虜に関する国際法が遵守されているかどうかを見るために、この視察がおこなわれたのである。松山収容所の視察と事情聴取は3月6日におこなわれたが、その記録を要約と引用を交えて説明する。まず、病気の発生が非常に少なく、虐待に関する不平の申し立てがないと述べられている。続いて問題点などの指摘が次のようになされている。



〔写真：公会堂での就寝。一人当たりの面積の狭さ
がわかる。ケーバーラインのアル
バムより〕

この大きな困難は、若干の他の収容所と同じように、建物がその性格上、俘虜たちの収容に不適でして、〔収容所に当てられた寺の〕境内の広さが非常に限定されていますので、居住と睡眠のためには不十分な場所しかなく、野外にとどまるための区域もさらにわずかしか自由に使えない点にあります。このことを別にすれば収容所管理部は、収容所生活の厳しさを和らげ、俘虜たちに気晴らしを与えてやるために、精一杯のことを行ってきました。食事は良好でして、俘虜たちは食べ物の単調さ以外の点では食事に満足しています。〔……〕私は多数の俘虜と話をしましたが、彼らの不平は何もかも彼らの宿舎の狭さ、家屋内の隙間風、寝室と便所の近さ等に関係していました。これらの不平は全て当然です。将校や衛兵達の側からの虐待については不平は出ませんでした。事実、収容所長と俘虜の兵員たちとの関係も特に良好なように思われました。彼は最古参の下士官たちには個室を与えさせており、彼らに多数の便益を認めてやっています。¹

次に、捕虜の中に精神病患者と結核患者が一名ずついて、彼らがこのまま収容され続けられれば、他の捕虜たちの健康にも悪い影響があるだろうと述べられている。

注目すべきは、ドイツ人将校が兵卒たちとは異なる反応を示したことで、「彼らのうちの誰も俘虜収容条件に満足していません」と報告されている。ウェルズの見るところでは、将校たちの生活環境は、兵卒たちとは完全に分けられ、広い空間を割り当てられて、それぞれ従卒を配され、給仕もされている。続きは次のように書かれている。

最古参の将校、クレーマン少佐は集めた地図や図表と古封筒を私に手渡して、いかに長期間、手紙が留め置かれたのかを示し、タイプライターを用いてドイツ語と英語で苦情を記した紙も数枚手渡しました。私は、それらの紙を受け取ってよいという所長の許可をもらってから、彼の面前でそれらを受け取りました。〔……〕クレーマン少佐のリストに挙げられている苦情が正当なものであるとか、私が収容所で見たことによって、何らかの言うに足る方法で裏付けられるとは認識できません。将校たちの階級に応じて彼らには多くの特権が認められていて、彼らは、自分たちの扱われ方にまったく満足していると説明した多数の他の収容所の将校たちよりもはるかに多くの特権を有しています。それに対して、鍛錬上の不足や居住している建物の居心地の悪さに関する兵員たちの不平は完全に理由のあるもので、結核患者や精神病患者が彼らの間で収容されるならば、俘虜たちの一般的な健康が重大な危害を受けうるのは明白です。俘虜たちの虐待に関するクレーマン少佐の不平を確認済みとみなすことはできませんでした。²

この報告書によれば、ドイツ人の兵卒たちの訴えには納得できるが、将校たちの申し立

¹ 高橋輝和（解説と翻訳）「サムナー・ウェルズによるドイツ兵収容所調査報告書」『青島戦ドイツ兵俘虜収容所研究』創刊号、青島戦ドイツ兵俘虜収容所研究会、2003年、16頁。

² 前掲書、17,18頁

てている不平については、十分な根拠があるかどうかは疑わしいということになる。全体的には、住居空間の狭さや食事の単調さなど問題点はあるが、捕虜の虐待はないと見られている。また、所長の態度も寛容であるとウェルズは感じているようだ。

ドレンクハーンの報告

ジーメンス社の東京支店長に当たるドレンクハーンは、捕虜情報局のある将校による発議を受けて、各地の収容所の巡回視察を数度にわたっておこなった。その中で、1915年10月25日付の報告書において、いくつかの観点と総合的な観点で各収容所の相対評価を、上中下の三つのグループに分けておこなっている。それによれば、宿舎事情、スポーツと運動、散歩の3つの観点で、松山はいずれも下の段階に類別され、宿舎、生活事情、一般的な快適度をまとめた総合的な評価においても下の段階に入れられている。最下位は久留米で、それよりはややましな収容所とされている。また、松山を含む下位の収容所の具体的な問題点としては、以下のようなことが指摘されている。

松山では当局は当初から今日に至るまで厳格、非友好的かつ拒否的である。久留米の新収容所では事情は最悪状態にある。そうした不都合の理由は以下の通りである。

どの点においても節約を図ろうとする。したがって多くの収容所は詰め込みすぎであり、将校と通訳があまりに少なすぎる。

収容所当局があまりに独立性と自立性を持ちすぎている。

組織力は恐ろしいほど欠如しているのに対して、官僚主義、杓子定規、瑣末主義、世間体は度を越している。

ヨーロッパの習慣とヨーロッパ的感覚に対する理解に欠けている。日本軍兵士にとってはおそらくよしとされるような処置が反対に取られるようなことをしている。

数多くの相互的誤解がある。自負が日本人に対する白人の軽蔑と受け取られ、日本式方式は狡猾、虚偽、欺瞞ととらえられる。

このようにして当初は小さな誤解から深刻な緊張、嫌がらせ、酷遇も生じてくる。こうした収容所においては、本来何の違反にもならないような行為に対してしばしば重罰が科せられる。そしてある日暴動となる。15年10月20日久留米で起こったように。³

引用の後半では、習慣などの相違による誤解により、捕虜と収容所管理側の対立不和が増大してゆくことも指摘されている。

全体として、ドレンクハーンの判断は慎重であり、同一の収容所についても捕虜によってまったく異なる見解が存在する例を挙げたり、個々の記述にもさまざまな留保付けをしたりしている。さらに、よく双方の、特に日本側の事情に通じている。これらのことから、彼の判断はかなりの的確と見てよいだろう。

³ 前掲書、42頁。

ベルリン文書館の秘密通信の手紙

次に、松山収容所の捕虜待遇に関して、捕虜自身によって作成された報告書を見てみよう。ベルリン国立文書館所蔵のある文書は、「秘密通信」を経て上海経由でドイツ外務省が1917年1月9日に入手した匿名捕虜の報告（1916年4月20日付）⁴である。添付された口上書では、丸亀収容所に関する文書となっているが、内容は松山収容所に関するものなので、最初の綴りがMaであることから伝達の途中で混同されたと考えられる。一枚約70行で7枚、タイプライターでぎっしりと書かれたものである。

書き手は、まず松山収容所についてこう述べている。「われわれの陰鬱な捕虜の境遇を和らげることは日本人には容易だっただろう。だが、残念ながらそれは彼らの主義ではなかった。」松山に到着したときは、報告者も他の捕虜も「ラフカディオ・ハーン的眼で」、すなわちエキゾチックなものへの空想を交えた美化するような見方で、日本と日本人を見ていたという。しかし、それから過ごした一年半のあいだに、収容所の待遇に対して捕虜たちの怒りは次第につのり、ついに極点にまで達した、と述べられている。これ以降は、住居、運動場の不足、衛生状態とそれに対する措置、通訳のドイツ語など、収容所生活の具体的な諸点についての不満が記されている。ここではそれに続く、収容所管理側の基本的態度に関する批判の部分を引用する。

収容所管理一般の執行と個々の監督将校たちの勤務態度は、戦争捕虜収容所というよりもむしろ刑務所の状況にふさわしいものだ。戦争捕虜に課せられる個人的自由と自主的意志決定の制限は、[逃亡による] 戦場への復帰を防ぎ、収容所における規律を維持するためにのみ必要とされるものだが、国際法の諸規定の精神であるこのような考えは、われわれの管理当局にはこれまで無縁のものであった。このことは、とりわけ多くの慣行や命令、禁止において示されているが、それらは煩わしい制約なのに、まっとうな理由が告げられないか、あるいはわからないのである。その結果、よく替わる監視将校も、何が許可され、何が許可されていないかを正確には知らず、われわれの兵卒にはなおさらわからない。彼らはこれによって罰を受ける危険にいつもさらされているのだが。さらに、日本人将校たちの、特にわれわれの将校たちに対する意識的に軽視した態度がある。特に若い監視将校たちは、自分たちの「文化」をできるだけ無作法なふるまいで示そうとしている。彼らは、自分より年上のドイツ人将校に挨拶をしないし、われわれの兵卒の挨拶に答えもしない。寺での点呼のさいに、監視将校がわれわれの将校たちの前で帽子をかぶり、ズボンのポケットに手を入れて突っ立ち、まるで家畜の群を数えているような様子が、慣わしのようになっている。日本人たちは、新しい命令を、特にそれが煩わしく感じられるような場合に、発するのがとても巧みだ。例えば、何人かの将校と兵士によって、青島から持ってきた軍隊用の日除け帽が長い間かぶらされたが、夏の盛りに突然、この日除け帽をかぶることが禁止される。同様の例は非常に

⁴ R901/84615, Ausw. Amt IIIb 1094. Bundesarchiv Berlin.

多い。テニスコートの設置が許可されたとき、そのしばらく後に、その場所に砂を撒いてはいけないという(わざわざ許可を取り消すような)命令が来たのである。ある日、日本人の主計がある商人に洗濯できるキモノ〔Waschkimono、浴衣のこと〕を持ち込ませ、これからはじまる暑い時期のために多くのキモノが売れることになる。数週間後、理由を告げられることなく、キモノの着用はすべて禁じられるのだ。⁵

さまざまなわずらわしい制約が課せられ、しかもその理由は「まっとうな理由が告げられないか、あるいはわからない」とされる。このような表現はこの文書全体に何度も繰り返される。収容所管理側にはちゃんとした理由があったのかもしれないが、それが捕虜たちに説明されることはない。これにより、日本側の通達に悪意がない正当な場合であっても、捕虜たちの無用の邪推を惹き起こす可能性がある。また、命令や指示については、短期間で変更されるという一貫性の欠如も指摘されている。

次に、少し後にある、捕虜の虐待に関連する部分と、所長や副所長格の将校への批判の部分を引用する。

数限りないほどの恣意的で不公正な扱いよりもいっそう深刻なのは、身体的虐待がなされることである。ドイツ兵捕虜たちが、日本兵により小銃の床尾や拳で殴られ、突かれるということがずっと起こっている。これらの事件の責任は、ひとえに収容所司令部にある。毎日替わる日本人衛兵は、与えられる指示が混乱しているので、当然のことながらわれわれよりももっと勝手がわからない。その結果、たえずもめごとのきっかけが生じ、意思疎通の困難によりそれがいっそうひどくなる。〔・・・・〕それどころか、日本人の監視将校たちが、ドイツ兵の顔をはばかりことなく殴打するというのも何度かあったが、これが所長によって何らかの形で拒絶されたことはないのだ。

そもそもここでは、どんなに苦情を訴えても、受け入れられないか、少なくともまったく無意味である。収容所が小さいので、所長(中佐)はあらゆることを取り仕切っている。彼を批判するような苦情を申し立てたいのなら、もう直接日本の陸軍省に頼るしかない。〔ドイツの〕将校たちの側からこれが試みられた。手紙が検閲に提出されたが、返事もなく、この手紙のありかについて何らかの情報も入手できなかった。この手紙がけっして陸軍省に届かなかったすべての理由をわれわれは考えてみなければならない。もちろん多くの口頭や文書による苦情を所長自身に出したが、まったく同じ結果だった。文書による苦情には、原則として回答がない。口頭で苦情を訴えると、この日本人は例のよく知られた微笑(これはしばしば丁寧さの極致として賞賛されているが、実は困惑と軽蔑の表現以外のなにものでもない)を浮かべて、考慮しておこうと明言する。しかし、この「考慮」は、これまで一度もおこなわれたためしがない。

〔・・・・〕禁令に逆らって、捕虜たちは、収容所の垣根のところによってきた日本人商人から、安い果物を買っていた。買ったのは誰かということで、長い調査が続いた。最後に日本

⁵ A.a.O., S. 3f.

人の大尉が、整列した捕虜たちの前で、もし最初買った者が名乗り出るなら、その寺の全員(30名)にも当該の犯人にも罰を与えないとはっきり保証した。その当人であった二等海兵 B がすぐに前に出た。すると彼は三日の拘留で、寺の全員は一週間の完全な出入り禁止で罰せられた。

拘留された者たちは冬には三晩に一回しか毛布をもらえず、さらにひどいことには、夏には蚊帳をもらえない。松山は蚊が多いことで悪名高いにもかかわらずである。⁶

少し後の箇所では、このような収容所管理側の態度について、直接的な暴力的虐待ではなく意識的な「嫌がらせ策」(Nadelstichpolitik)であるとしているが、この言葉の意味は、「いじめ」というのに近いであろう。収容所の個々の捕虜待遇の問題の責任者を所長であると述べているのと同様、こうした陰湿な精神的虐待の責任は、結局それを知りえなかったか、知ろうとしなかった日本政府にあると、この報告書は述べている。

これは国際法の明白な侵犯でも、ダホメーやモロッコから報告されたフランス人によるような捕虜の暴力的虐待でもないが、意識的な嫌がらせ策(Nadelstichpolitik)である。—そして日本人にはこのことがよくわかっていただろうが—ここではハーグ条約の諸規定の違反を証明するのはむずかしい。ちょっと立ち寄ってみただけでは、われわれの状況がよいという印象さえ受けるであろう。実際また、「嫌がらせ」は身体的な苦痛とはみなされない。しかし、たえまない辱めによって、ドイツ人捕虜たちを消耗させることが意図されているのだ。⁷もしかすると、東京の政府はこのことについて何も知らないかもしれないし、関心がないのかもしれない。しかし、そうであればなおさらこれは政府の責任である。⁸

この後、アメリカ大使館員(サムナー・ウェルズ)の視察もあつたが、「所長は彼をけっしてひとりで置いておかず、また彼が兵卒の部屋を訪問した速さは急行列車のようなようだった」としている。また、ウェルズの視察はあまり当てにならず、その後もますます待遇が悪くなったことが記されている。

秘密通信の実行可能性や内容からおそらく将校のひとりが書いたと思われるこの報告書は、ウェルズの報告書とはまったく異なり、全体として非常に否定的な評価が松山収容所について下されている。これによれば、日本側による重大な身体的虐待はないかもしれないが、目立たない陰湿な仕方で「意識的な嫌がらせ策」がとられているという。ドレンクハーンの指摘の中にあるような、相互の誤解による不信感の増大、というケースも含まれているのではないかと思われるが、この報告書の書き手は、ウェルズに対しても不信感を抱いているようだ。いったいどちらの報告が真実に近いのだろうか。

⁶ A.a.O., S. 4f.

⁷ 下線部は、原文でも同様に強調された箇所である。

⁸ A.a.O., S. 5.

マイスナーの収容所評価

住環境や食事、給与や処罰などに関してこれまで見てきたことからわかるように、将校と下士官兵卒の格差は非常に大きい。そのことも理由のひとつかもしれないが、同一の収容所の日本側の扱いに対して、捕虜の将校と兵卒では異なる受け取り方をしている場合がある。例えば久留米収容所にいた一年志願兵エルンスト・クルーゲは、次のように記している。

残念ながら、日本人とわれわれの間のこうした悪い状況の罪は、大部分われわれの方にあるということも言うておかねばならないだろう。特に一部の将校の無作法で馬鹿な行為が、われわれに不快な時間をもたらした。この将校たちが大げさな名誉心を振り回して自分たちに困難を及ぼしたのであれば、それは自業自得なのだが、残念ながら兵卒が結局これらの紳士方が起こした始末をさせられることになった。⁹

サムナー・ウェルズの報告によれば、松山収容所の下士官兵卒と収容所管理側の関係については、それほど大きな問題はなかったようなので、松山においても、これと同様の状況があった可能性はある。そこで、兵卒の立場から見た松山収容所の管理側や所長はどうだったのかを見るために、まずは捕虜マイスナーの記録を引用しよう。

収容所での生活がどうなるかというのは、その所長次第だった。前川中佐は、功名心の強いさ型の将校だった。このことと、ドイツ人将校たちがまだ尊大で不器用だったことにより、われわれ兵卒はやりにくかった。しかし、1917年にわれわれは徳島近郊の板東(現在は鳴門)に送られ、そこで他の二つの収容所(丸亀と徳島)と統合してひとつの大きな収容所(ほぼ1,000人)にまとめられた。このとき、将校たちは日本人とのすべての交渉をわれわれ通訳に任せた。それで、収容所を保養地のようなものにすることに成功したわけだ。¹⁰

前川所長についてのマイスナーの評価はけっして好意的とは言えないが、捕虜と管理側の関係がうまく行かなかった責任の一端は、「ドイツ人将校たちがまだ尊大で不器用だった」ことにあると、彼は明言している。捕虜将校たちとしては、自分たちが下士官兵卒のことも考慮して、捕虜の代表として収容所管理側と交渉すべきだという責任感から動いていたと考えられる。ただそれは、商人であり日本人の内情にも通じていたマイスナーからすれば高飛車な調子で、管理側の機嫌を損ねたと考えられたのであろう。またマイスナーは、前川所長の措置のよい点も、次のように指摘している。

収容所に入れられた直後は、捕虜と住民のいかなる接触も制止された。たしかに収容所の中

⁹ 「エルンスト・クルーゲの日記」(生熊文抄訳)『ドイツ軍兵士と久留米 一久留米俘虜収容所 II』久留米市教育委員会、2003年、115頁。

¹⁰ Kurt Meißner: *Sechzig Jahre in Japan. Lebenserinnerungen von Kurt und Hanni Meißner*. Hamburg 1973. S. 84.

では、有名な道後温泉や松山城、美しい娘たちの風俗画が販売されたが、衛兵たちは市民から買い物をしたり彼らと会話したりすることを制した。所長前川中佐は、捕虜たちが商人に騙されて不当に金を取られるのを防ごうとしていたのだ。¹¹

ただしマイスナーは、捕虜の中で通訳の役割を果たしていた「日語通」のひとりであり、他の捕虜に比べて消燈時刻は遅く、郵便については無制限に出せるなど、特権を有する恵まれた捕虜のひとりであった。では、そうではない普通の捕虜兵卒の立場からは、収容所管理側はどのように見られていたのだろうか。

ラウテンバッハの収容所評価

公会堂に収容されていたラウテンバッハの日記から、それに関連する箇所を抽出して列挙してみよう。

たしかにわれわれは、日本人たちによって非常によい待遇を受けている。しかしそれにもかかわらず、おそらく誰もが、まずはもう一度外に出られれば、そしてまずは平和になってくれればと願っている。しかし、われわれは我慢しなければならないのだ。(96)¹²

1916年7月10日

不愉快なことに、ここではあの日本人商人を頼りにしなければならない。ドイツでは、酒保は捕虜に管理されており、利益は捕虜のためになるように使われている。ここではあの日本人商人がひどく高い値段を吹っかけ、われわれはただただそれを支払わねばならない。所長に苦情を言っても役には立たない。それどころか逆に、われわれには何かを外から取り寄せることが禁じられた。あの商人から買い物をせざるをえないようにするためだ。以前はバターやソーセージなどを安く送ってもらうことができた。今は商人に高い代金を払わねばならない。あの商人がいかに高く売りつけているかということが、病院でわかった。病院ではミルク一缶が25銭だが、ここでは30銭出さねばならない。ジャムは病院では25銭だがここでは33銭だ。氷は十個につき病院では3銭だが、ここ収容所では14銭だ。[……] 捕虜のために何でも安くよい品が得られるように配慮する代わりに、これらすべてが禁じられているのだ。これにより、われわれはあの日本人商人に頼らざるをえない。やつらはわれわれが入手するなけなしのものを、まさにわれわれから搾り取っているのだ。やつもまたジャップなのだ。(131,132)

収容所管理側と出入りの商人について、ここではマイスナーとは異なる見解が示されている。独占的な商人のみが酒保での販売を許され、外部からの購入が禁止されることに

¹¹ Meißner, a.a.O., S. 90.

¹² 1915年8月4日より前で皇帝誕生日(同年1月27日)の後の記録。この項の一連の引用については、ページ数のみ本文引用の直後に表示する。

よって安い買い物ができなくなり、捕虜が搾取されているというのである。なおラウテンバッハは、陸軍の衛戍病院に二度入院しているが、それにより、病院と収容所の価格の相違を知ったのである。

1916年7月16日

晩に庭をダームといっしょに散歩した。ジャップたちの恥知らずな言動についてまた話をした。やつらはわれわれを、戦争捕虜としてではなく受刑者のように扱っているのだ。(135)

1916年7月24日

大林寺で、山越の二人(第5中隊)が罰せられた。ひとりは5日の、もうひとりは20日の営倉である。白石¹³と前川が山越にやってきて、この二人がいた寺を視察したとき、彼らは起立しなかったのだ。彼らはちょうど食事をしていた。白石は軍刀の鞘でひとりを突いた。すると別の者が、この捕虜が食べかけていた皿を取り上げ、白石はそれを足元に投げつけた。(137)

1916年8月21-27日

白石は当然のようにいつもの「イケナイ」を繰り返し、イエプセンに枝を投げたり打ったりしたそうだ。それから白石はイエプセンに通訳を差し向け、出てきて園亭(あずまや)を取り壊すよう命じた。けれどもイエプセンは従わなかったが、それは白石が自制心を失っていたのだらうという前提のもとにであった。結局、白石は二人の歩哨をよこし、彼らがイエプセンの腕を取って引き出した。それから園亭は完全に壊された。曹長ヒルデブラントの言うには、すでに取り調べの直後から白石はまた酒の強いにおいをさせていた。不愉快なことに、ここでは白石のようなアル中で自分を制御できない将校たちにわれわれはさらされて、身を守るすべがないのだ。あの白石が(ドイツ人)将校たちのところでやったのとまったく同じように。そこで彼はすべてを粉々に打ち壊させたのだ。その代わりに彼は、その後壊したものの弁償請求書をつきつけられた。(147)

(1916年12月16日より後の日記)

(クリスマスの祝祭には、今回将校たちは参加を許されなかった。)[・・・・] 皇帝誕生日にも、われわれの将校たちはやはり公会堂に来ることを許されなかった。(155)

¹³ Shiseichi と表記されているが、引用した文献の133頁では Schiraischi という表記が見られ、おそらくどこかの時点で表記ミスか記憶違いが生じたと思われる。二つの表記が同一人物をさすと考える根拠は、後で引用している8月21-27日の日記の中で、「Shiseichi は当然のようにいつもの『イケナイ』を繰り返し」と書かれているが、『ラーガーフォイアー』の風刺詩の中に、「16) シライシというのもいた。/松ヶ山なるわれらが宿で。/やれやれ、あの苦しみももう終わりだ。/『イケナイ』と怒鳴られることも二度とない。」という一節があるからだ。

将校たちはふだん山越の来迎寺に收容されているが、これ以前のクリスマスなどのときには各分置場の部下たちのもとを訪れて、挨拶や講話をすることができていた。それがこのときのクリスマスから禁止されたということは、捕虜（特に将校）と收容所管理側の関係の悪化を推察させる。最後の引用は、松山にいた捕虜たちが板東收容所に移った直後のものである。

1917年4月9日

私はまさに複雑な気持ちで〔板東〕收容所に入った。愛媛県の松山では、われわれは非常にひどい時期を過ごしてきた。あそこでわれわれは、日本人たちからあまりやさしさを体験しなかったのも、彼らに対するやさしい気持ちも残っていなかった。われわれの新しい收容所ではどうなるのだろう。これまでよりよくなるのか悪くなるのか。(161)

この一連の日記を見ると、松山に来てまもない頃は、むしろよい待遇と感じられていたことがわかる。新聞記事を見ても、收容所の初期の段階では、兄が戦死したシュテッヒャー大尉への所長以下管理側による慰問がおこなわれ、その他の点でも捕虜たちと管理側の関係はそれほど悪かったとは思えない。また、ウェルズの視察がおこなわれたのは、少し後のことではあるが比較的早期のことであった。しかし1916年の7月になると、ラウテンバッハは收容所管理側や日本人一般について不平を書くようになっている。特に副所長格の将校については、飲酒した状態で一捕虜のささやかな安らぎの場であった園亭を破壊させたり、気に入らないことに対して捕虜に暴力をふるったりという問題が指摘されている。秘密通信の報告の中で指摘された背信的と言えるような言動も、この大尉のものであった。そして職務中の部下のそのような行為を黙認している所長についても、批判が向けられるのは当然のことであろう。

前川所長

所長の前川中佐について、捕虜たちの評判はあまりよくなかった。收容所新聞『ラーガーフォイアー』の中でも彼についていろいろと批判や皮肉が書かれているが、この所長は音の類似から **Maikäfer**(マイケーファー)、すなわち直訳的には「五月のカナブン」、日本語名としては「コフキコガネ」という虫の名で呼ばれている。『ラーガーフォイアー』第II巻第二号(1917年1月14日付)の末尾に添えられた諷刺詩「松ヶ山なるわれらが宿」の15節には、次のような前川所長の描写がある。「所長は五月のカナブン(マイケーファー)だ。松ヶ山なるわれらが宿で。/書いてはにやけ、にやけては書く。/書くのはあらさがしで見つけたこと。」先に引用していた秘密通信の文書とこの描写から推測されるのは、前川所長が見るからに高圧的な人物ではなく、少なくとも表面上は微笑をたたえた柔和そうな人物だったということ、しかしその微笑は捕虜たちにとってはどうやら本

心からのものとは感じられなかったということだ。『ラーガーフォイアー』のさまざまな記事を読んで気づくのは、捕虜から収容所管理側への要望事項が、それほど問題があるとは思えない場合にも、なかなか許可を与えられなかったり、与えられたとしても時間がかかっていたりする、ということである。また、散歩のさいには多くの衛兵や警官が伴ったという厳重な警備や、誰か個人が規則を破った場合に、全員が何らかの罰則を受けるという、捕虜にとっては理不尽な扱いもあった。これらのことを総合すれば、官僚主義的、より否定的な表現で言えば、事なかれ主義的ということになるだろう。もちろん多少の誤解はあっただろうが、ドイツ兵捕虜たち、特に誇り高く何事も理詰めで考える傾向のある将校たちにとって、前川所長は、悪い意味で日本的なわかりにくさを持つ、あるいは裏表のある誠意に欠ける人物のように思われたのではなかろうか。

以上述べたことをまとめるならば、松山収容所における捕虜待遇は、時期的な変化や個人による評価の違いはあるが、総体的に見ればこの時期の日本の捕虜収容所としては比較的良くないものであったといえることができるだろう。